

第22期第3回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和3年8月17日（火） 14：00～14：40

II 場 所：相馬会場 相馬双葉漁業協同組合2階大会議室
（相馬市尾浜字追川196）
いわき会場 福島県水産会館研修室
（いわき市中央台飯野四丁目3-1）

III 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

（1）議案

議案第1号 福島県漁業調整規則の一部改正について（諮問・答申）
（旧福島県漁業調整規則第45条の2（刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の採捕制限）関係）

議案第2号 福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について
（依頼）

議案第3号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示

（2）報告事項

ア 全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について

イ 第35回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員（15名）

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員

狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員

森田 政利 委員 山下 博行 委員 吉田 康男 委員

渡邊 登 委員 川邊 みどり 委員 久保木 幸子 委員

渡邊 千夏子 委員 宮下 朋子 委員 吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
水産事務所長	石田 敏則
水産海洋研究センター所長	齋藤 健
水産資源研究所長	山廻邊 昭文
海区事務局 主幹（総務担当）	菊田 嘉重
〃 主幹（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	川本 和宏
〃 主事	千野 力
〃 専門員	坂本 純一

1 開会（14:00～）

事務局 (根本主幹)	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第3回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
---------------	---

2 会長挨拶

事務局 (根本主幹)	はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。
会長	<p>本日は、お盆休み明けのお忙しい中、第22期第3回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染が拡大している中での開催となり、本日は、相馬といわきの2つの会場で開催、また、川邊委員、渡邊委員にはリモートで御参加を頂いております。皆様には御協力いただきありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、漁業調整規則の改正とそれに関連する委員会指示、また、水産業審議会委員の推薦について議題となっておりますので、十分に御協議いただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>

3 出席状況報告

事務局 (根本主幹)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は15名全員の御出席をいただいております。このうち、相馬会場が7名、いわき会場が6名の御出席、また、川邊委員と渡邊千夏子委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
---------------	---

4 議事録署名人選出

事務局 (根本主幹)	<p>議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、議事録署名人には、永瀬委員、川邊委員を指名いたします。</p> <p>両委員には、よろしく申し上げます。</p>
両委員	（「はい」）

5 議題

事務局 (根本主幹)	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。</p>
---------------	--

	会長、よろしくお願いいたします。
(1) 議案	
議案第1号 福島県漁業調整規則の一部改正について（諮問・答申）	
議長	<p>それでは、議案第1号「福島県漁業調整規則の一部改正について（諮問・答申）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
水野課長	<p>議案第1号、福島県漁業調整規則の一部改正について御説明いたします。</p> <p>資料の13ページをお開きください。</p> <p>禁止区域図でございます。</p> <p>今回の改正は、さけの親魚が海から川へ上る秋期に、地図に示した黒色の区域において、漁業権に基づく刺し網漁業及び知事許可に基づく固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を福島県漁業調整規則に追加するものです。</p> <p>内容は、昨年、令和2年12月に施行いたしました現在の福島県漁業調整規則を制定する際に廃止された、昭和40年制定の福島県漁業調整規則第45条の2の規定と同様の制限を加えるものです。</p> <p>この後の説明は、現在の福島県漁業調整規則を「新規則」、廃止された昭和40年制定の福島県漁業調整規則を「旧規則」と略して御説明いたします。</p> <p>資料の11ページをお開きください。</p> <p>1 改正の背景についてでございます。</p> <p>旧規則第45条の2で定めていた内容は、河川の河口付近において、毎年10月15日から11月14日までの間、漁業権及び漁業の許可に基づく刺し網漁業と固定式刺し網漁業の操業を禁止していたものでありますが、この規定については、新規則制定の際に、漁業の許可の条件として制限するなど、改正漁業法における規制のかけ方や、原子力災害による漁業の状況の変化への対応について、県としての検討、国との調整が必要であったため、新規則においては、規定を設けておりませんでした。</p> <p>しかし、試験操業の終了やさけ定置の再開決定といった状況の変化や、旧規則第45条の2で禁止していた区域内では、漁業権に基づく操業も行われており、漁業の許可及び漁業権に基づく操業のいずれにも同じ制限を加える必要があることから、その方法について検討した結果、新規則でも規定し、一律に制限をかけることといたしました。</p> <p>改正する条文の案と、旧規則第45条の2の内容を、資料8ページにお示ししております。</p> <p>改正にあたり、対象となる河川を見直し、現在さけの増殖事業</p>

	<p>が行われていない鮫川を除き、真野川・新田川・請戸川・熊川・富岡川・井出川・木戸川・夏井川の河口付近において禁止区域を設定しております。</p> <p>なお、違反した場合の罰則についても、旧規則と同様の設定としております。</p> <p>次に、規則改正のスケジュールでございます。</p> <p>資料12ページをお開きください。</p> <p>4 スケジュールを御覧ください。</p> <p>現在、規則改正に関するパブリック・コメントを実施しております。期間は、7月21日から8月20日までの1か月間です。</p> <p>また、規則改正に向けた法定の手続として、本日、貴委員会へ諮問を行い、その後、農林水産大臣への認可申請を行います。</p> <p>大臣より認可が得られましたら、規則の公布、施行となります。施行日については、改正による制限が開始される10月15日といたします。</p> <p>最後に、資料5ページをお開きください。</p> <p>今回の調整規則改正に関する貴委員会への諮問文でございます。</p> <p>資料の6ページをお開きください。</p> <p>御説明いたしました規則改正のため制定する「福島県漁業調整規則の一部を改正する規則」の案でございます。</p> <p>なお、内容の変更に至らない、国の指導や文書法規上の修正につきましても、知事部局に一任くださるようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思っておりますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>令和3年7月27日付けで知事から諮問のありました第1号議案「福島県漁業調整規則の一部改正について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第2号 福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について (依頼)	
議長	それでは、議案第2号「福島県水産業振興審議会委員候補者の

	<p>推薦について（協議）」を議題といたします。 知事部局から説明をお願いします。</p>
水野課長	<p>それでは、議案第2号、福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について御説明申し上げます。 資料の15ページをお開きください。 福島県水産業振興審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づきまして、知事の附属機関として設置されております。水産業振興計画の樹立あるいは計画の実行など、水産業に関する重要事項を調査審議することと定められております。 資料の16ページをお開きください。 委員の構成ですが、「福島県水産業振興審議会規則」第2条第2項に基づきまして、第1号委員として市町村の長、第2号委員として水産業関係団体の役職員、第3号委員として海区漁業調整委員会の委員、第4号委員として漁村の青年婦人組織の代表者、第5号委員として学識経験者、合計15名の委員で構成されておりました。任期は第4条のとおり2年間となっており、今回の場合は、令和3年11月1日より令和5年10月31日までとなります。 資料の18ページをお開きください。 こちらが現在の委員名簿でございます。現在、第3号委員、海区漁業調整委員会からは、宮下朋子委員に水産業振興審議会の委員をお願いしております。 資料の14ページをお開きください。 知事から貴委員会への依頼文でございます。今回、水産業振興審議会の任期が令和3年10月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員の推薦を貴委員会に依頼するものでございます。 参考まで、資料の19ページをお開きください。 これまでの三号委員に就任いただいた海区漁業調整委員会委員の皆様についてお示ししておりますが、水産業振興審議会においては、漁業関係者の委員がすでに置かれていることから、これまでは、学識委員または中立委員から推薦をいただいております。 御審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。</p>
平委員	<p>これまでは、学識経験者と中立委員から出ているとのことだが、今回、知事が推薦する方の名前が書かれていないので、誰をどのように推薦すれば良いかわからない。 説明よろしくお願いたします。</p>
水野課長	<p>資料18ページでございますのが、現在、水産業振興審議会の委員をお願いしている皆様です。</p>

	<p>海区委員会については、推薦の依頼。そして、第5号委員のうちの1名については、公募委員として県内に住んでいる方の中から自己推薦で公募を受け付けております。</p> <p>それ以外の部分でございますが、新たな農林水産業の振興計画を今年度に策定することで、現在の委員で進めているところでございますので、11月以降についても、原則といたしましては、同じ委員の方に立候補いただくことで、これまでの議論を継続していきたい考えでございます。</p> <p>ただし、任期の長い皆様については、極力10年以上の任期にならないようにしております。例えば、第4号委員の久保木委員、漁協の女性部会長ですが、10年以上委員をやっていたいておりますので、漁協の女性部から新たな方を推薦いただくよう検討しているところでございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
平委員	はい。ありがとうございます。
議長	ほかに質疑がないようですので、御推薦をお願いします。
山下委員	宮下委員に引き続きお願いするのが良いと思います。
議長	他に御意見はありませんか。 宮下委員を福島県水産業振興審議会委員に推薦することで御異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	御異議がありませんので、全員賛成とし、第2号議案「福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について」は、宮下委員を推薦いたします。 宮下委員、引き続きよろしく申し上げます。
宮下委員	よろしく申し上げます。
議案第3号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示	
議長	それでは、議案第3号「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示」を議題といたします。 事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	資料は20ページからです。 先ほど差し替えさせて頂いた資料を御覧ください。 はじめに、21ページを御覧ください。 この指示は昭和56年から発動されております。河口付近に集まるサケの河川遡上を保護し、増殖事業に必要な親魚の確保を促すものです。議案第1号で御審議頂いた福島県漁業調整規則第41条の2に加え、自由漁業である「はえなわ漁業」についても委員会指示で禁止するものです。禁止期間は調整規則と同じ10月15日～11月14日の1ヶ月間を設定しております。 なお、本委員会指示や説明資料の内容については、議案第1号が承認されたことを前提に作成しておりますので御了承願いま

	<p>す。</p> <p>先にお配りしていた資料の23ページを御覧ください。</p> <p>表1にサケの採捕尾数、4年前の稚魚放流数、回帰率等を整理して示しております。</p> <p>震災後のふ化放流事業は、平成23年度から26年度は、阿武隈川、宇多川、真野川、新田川、夏井川の5河川のみで実施され、平成27年度には、木戸川が、平成28年度には小高川、平成29年度には富岡川でも実施され、令和2年の採捕尾数は、海面、河川合わせて5,846尾と極めて少ない数でした。次に、今回発動する指示の内容でございますが、指示の方向性はこれまでと同様であります。</p> <p>24ページを御覧ください。</p> <p>これは、これまでサケ増殖事業が行われる河川の河口に設定されてきた委員会指示によるはえなわ禁止区域の概念図です。</p> <p>資料の20ページをご覧ください。</p> <p>委員会指示の案について示しております。これを朗読して、御提案といたします。</p> <p><指示案朗読></p> <p>なお、指示発動の日付につきましては、議案第1号で御審議頂きました。福島県漁業調整規則改正の公布日以降といたします。以上で御説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第3号「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示」を、原案どおり発動することについて、賛成の委員の皆様の手をお願いたします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	相馬、いわき会場、また、川邊委員、渡邊委員の賛成も確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり発動することに決定されました。
(2) 報告事項	
報告事項 ア 全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について	
議長	<p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア「全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について</p>

	て」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	<p>資料の26ページをご覧ください。</p> <p>例年、本総会は5月頃開催され、今年度は東京都で開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、議題については、書面での決議となりました。</p> <p>28ページ以降に総会の議案書を添付しております。今回は、皆様はじめてということもあり、資料が厚くなって申し訳ありませんが、総会資料全部を添付させていただきました。</p> <p>28ページを御覧ください。</p> <p>議事は、令和2年度事業報告、令和3年度の事業計画、協議事項として水産庁等中央への要望活動における要望案、次期総会の開催地、役員についての5議案でございます。27ページに総会の結果を添付しておりますが、書面において全て承認を得ております。</p> <p>資料の32ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、令和2年度の事業報告ですが、昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、ほとんどの行事が書面開催や中止となっております。今年度につきましても、事務局長会議が書面開催の予定となっており、その後の行事についても協議中でございます。</p> <p>次に資料の79ページをご覧ください。</p> <p>今年度の総会で、役員が交代となりました。資料に記載されておりますように、会長職務代理の副会長に、福島海区から、今野会長に御就任頂いております。今後2年間は副会長、その後の2年間は会長に御就任頂く予定となっております。</p> <p>詳細について、ご希望される場合は後ほど事務局へお申し付けください。</p> <p>以上で、報告事項アについて説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項イ 第35回太平洋広域漁業調整委員会の結果について	
議 長	報告事項ア「第35回太平洋広域漁業調整委員会の結果について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	<p>資料の85ページをご覧ください。</p> <p>本委員会は、通常、年2回、11月頃と3月頃に開催されておりましたが、令和3年7月29日に 臨時の委員会が開催され、福島海区からは、鈴木委員に御出席頂いております。</p> <p>今回の議題は、太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示でございます。クロマグロについては、国際会議を踏まえ、国内において非常に厳しい資源管理が行われております。</p>

	<p>このような中、令和3年6月から、遊漁による30kg未満の小型魚の採捕を禁止する委員会指示が発動され、30kg以上の大型魚については、採捕した場合の報告が義務化されておりました。</p> <p>この結果、日本海を中心に大型魚の採捕報告が相次ぎ、想定以上の数量に達しております。このままでは、資源管理に支障を来す可能性が出てきたことから、臨時に委員会が開催され、大型魚についても遊漁による採捕を禁止する委員会指示の発出について協議されました。</p> <p>この結果、全員賛成で、30kg以上の大型魚についても遊漁での採捕が禁止されました。</p> <p>なお、発動については、令和3年7月29日付けとし、期間は令和4年5月31日までとなります。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議長	<p>以上で、当初予定された議題は終了いたしました。</p> <p>それでは、これをもちまして、第22期第3回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。</p> <p>長時間にわたり、皆さま、お疲れ様でした。</p>

令和3年8月17日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野 智光 

議事録署名人 : 永瀬 哲浩 

議事録署名人 : 川辺 みどり 



315

